

大田二十九

昭和二十七年七月三日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣總理大臣官房總務課長

内閣總理大臣手

法務總裁

本村國務大臣

廣川國務大臣

吉武國務大臣

周東國務大臣

國務大臣

岡崎國務大臣

高橋國務大臣

野田國務大臣

山崎國務大臣

國務大臣

池田國務大臣

村上國務大臣

大橋國務大臣

國務大臣

天野國務大臣

佐藤國務大臣

國務大臣

別紙 大蔵大臣請議日本開發銀行法第四十七條

第一項に規定する指定日を定める政令案

を審査したが、右は請議のようない閣議決定せられてよいと認めれる。

政令案

日本開発銀行法第四十七條第一項に規定する指定日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年七月三十九日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り。

法務府法意大第一七一號
昭和二七年七月三日

大藏省

第3737号
昭和27年7月25日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

大蔵大臣 池田勇人

閣議請議

日本開発銀行法第47條第1項に規定する指定日を定める必要があるので、別紙政令案について閣議を求めます。

政令第三百八十九号

大藏省

日本開発銀行法第四十七條第一項に規定する指定日を定める
政令案

内閣は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第四十七
條第一項の規定に基き、この政令を制定する。

日本開発銀行法第四十七條第一項に規定する政令で定める日は、
昭和二十七年八月一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

大 藏 大 臣
内閣総理大臣

大藏省

理由

復興金融金庫の解散時ににおける政府の同金庫に対する出資金で政府の日本開発銀行に対する貸付金となつたものの未返済分に相当する金額を一般会計からの同銀行に対する出資金又は同銀行の準備金として処理すべき日を定める必要があるからである。